

# 平成31年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

## 1. 平成31年度大分県教科用図書選定審議会委員構成(案)

区分	選出校種等			
	平成31年度(案) (小学校採択替え)	平成30年度 (中学校道徳初採択)	平成29年度 (小学校道徳初採択)	平成26年度 (小学校採択替え)
及び教員 (二号委員) 義務教育諸学校の校長	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表 (特別支援学校小学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(中学校) ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表(中学校) ⑦教員代表 (特別支援学校中学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表 (特別支援学校小学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④小学校教頭代表 ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表(小学校) ⑧教員代表 (特別支援学校小学部)
び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 (二号委員) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表(教育センター特別支援教育部長) ⑪県教育委員会専門職代表(大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表(教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表(義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑧市町村教育長協議会代表 ⑨市町村教育長協議会代表 ⑩県教育委員会専門職代表(特別支援教育課長) ⑪県教育委員会専門職代表(大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表(教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表(義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑧市町村教育長協議会代表(大分市) ⑨市町村教育長協議会代表(別府市) ⑩県教育委員会専門職代表(特別支援教育課長) ⑪県教育委員会専門職代表(大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事代表(教育センター教科研修部) ⑬県教育委員会指導主事代表(義務教育課指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主事代表	⑨市町村教育長協議会代表(大分市) ⑩市町村教育長協議会代表(別府市) ⑪県教育委員会専門職代表(特別支援教育課長) ⑫県教育委員会専門職代表(大分教育事務所次長兼指導課長) ⑬県教育委員会指導主事代表(教育センター教科研修部) ⑭県教育委員会指導主事代表(義務教育課指導主事) ⑮市町村教育委員会指導主事代表
有する者 (三号委員) 教育に関し学識経験を	⑮大分大学教育学部学部長又は指名する者 ⑯大分大学教育学部附属小学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部学部代表 ⑯大分大学教育学部附属中学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部学部代表(教育学部副学部長) ⑯大分大学教育学部附属小学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑯大分大学教育福祉科学部学部学部長 ⑰大分大学教育福祉科学部附属小学校副校長 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長

## 2. 平成30年度以降の教科用図書採択のスケジュール

### (1) 平成31年度教科用図書選定審議会のスケジュール

#### 新学習指導要領全面実施に伴う小学校採択替え年度

#### 平成30年度

- |        |  |
|--------|--|
| 12月11日 | ○教育委員会にて教科用図書選定審議会委員の委員構成の決定   |
| 12月 下旬 | ○教科用図書選定審議会委員の推薦依頼（教育事務所等へ）  |
| 1月 下旬  | ○教科用図書選定審議会委員の推薦回答   |
| 2月19日  | ○教育委員会にて教科用図書選定審議会委員の承認<br>※H30年度は審議会を2回開催、任期が4/1~8/31であることを依頼文の中で明記 |

#### 平成31年度

- |       |  |
|-------|--|
| 4月 1日 | ○大分県教科用図書選定審議会設置（設置期間4/1～8/31）                               |
| 4月 下旬 | ○第1回大分県教科用図書選定審議会開催（調査依頼）<br>・教育委員会から諮問<br>◆教科書調査研究協議会（5月中旬） |
| 5月 下旬 | ○第2回大分県教科用図書選定審議会開催（調査報告）<br>・教育委員会へ答申（建議）                   |

### (2) 平成31年度以降の教科用図書採択のスケジュール

- 平成31年度：小学校新学習指導要領全面実施にかかる小学校全教科の採択替え  
  - ※平成29年度に初めて採択された小学校「特別の教科 道徳」を含む。
  - ※小学校外国語（第5及び第6学年）の教科用図書については、初めての採択となる。
- 中学校の4年に1回の採択替え  
  - ※ただし、平成32年使用の中学校用教科書の採択については、平成30年度検定において新たな図書の申請がない場合は、基本的には前回平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなる。
- 平成32年度：中学校新学習指導要領全面実施にかかる中学校全教科の採択替え  
  - ※平成30年度に初めて採択する中学校「特別の教科 道徳」を含む。

### 3. 教科書採択の方法

#### (1) 採択の権限

教科書採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する教育委員会に、また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。

#### (2) 採択の方法

採択の方法は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に定められている。

##### 【主に県教育委員会が行う事務】

###### ○諮問・答申

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、教科書について調査・研究し、採択者（市町村教育委員会等）に指導・助言・援助する。これを行うに当たり都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される「教科用図書選定審議会」を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴く。

（無償措置法第十・十一條 / 施行令第九條）

###### ○指導・助言・援助

教科用図書選定審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱している。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付し助言とする。

（無償措置法第十・十一條 / 施行令第九條）

###### ○教科書展示会の開催

##### 【主に市町村教育委員会等採択権者が行う事務】

###### ○採択

採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目につき1種類の教科書を採択する。なお、共同採択地区で採択地区協議会を設けた場合、市町村教育委員会は「協議会」で決定した同一の教科書を採択しなければならない。

（無償措置法第十三條）

#### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

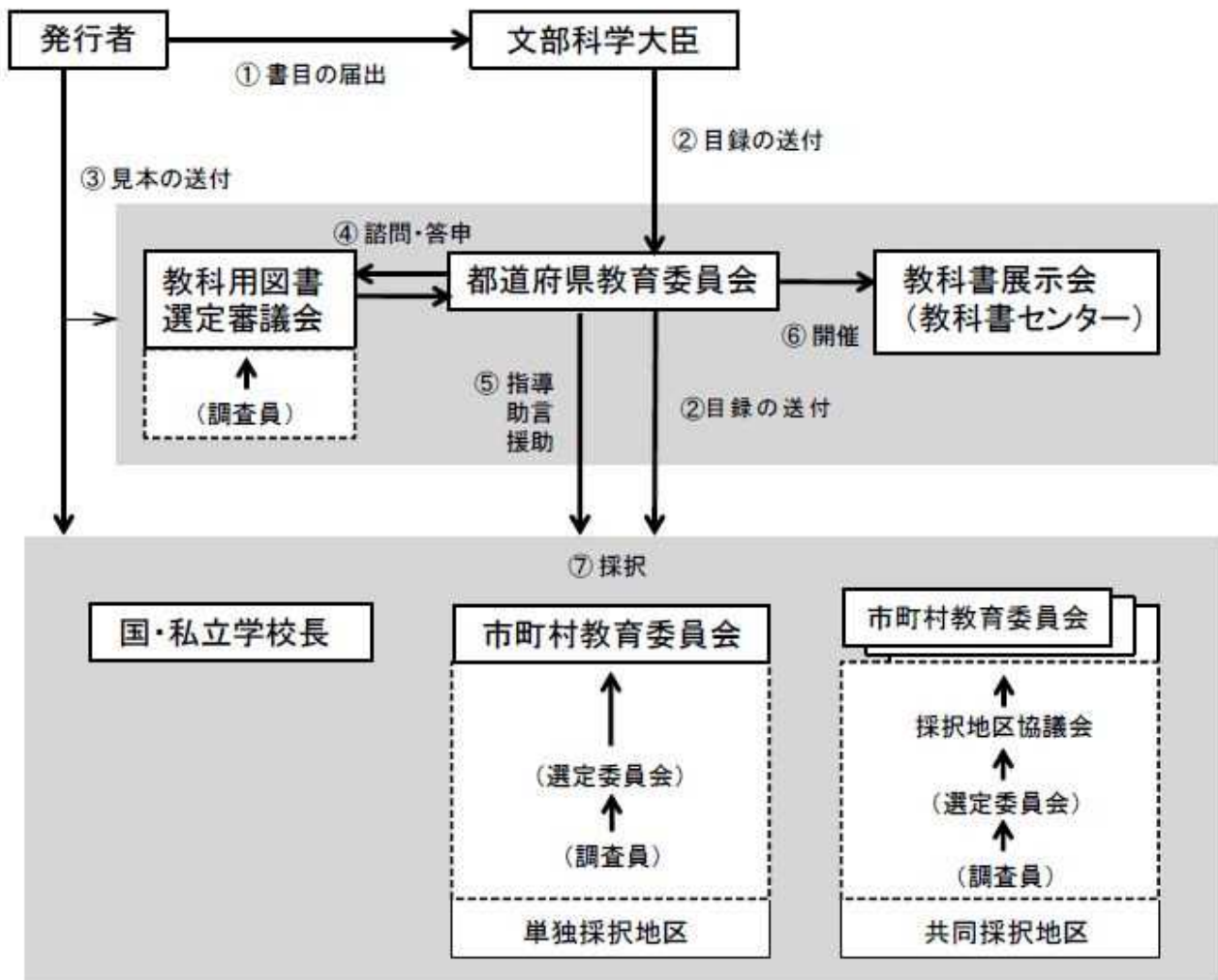
（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

【図】 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令**

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

参考「教科書制度の概要」（平成30年6月 文部科学省）

## 4. 主な根拠法令

### (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 [無償措置法]

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

### (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 [無償措置法施行令]

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第七条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

### (3) 大分県教科用図書選定審議会の委員の数を定める条例

大分県教科用図書選定審議会の委員の数は、二十名とする。

### (4) 大分県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、大分県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第二条 選定審議会に会長及び副会長各1名を置き、互選によつて定める。

2 会長は、選定委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第三条 選定審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員定数の三分の一以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

(議事)

第四条 選定審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選定審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第五条 選定審議会は、種目ごとに、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、大分県教育委員会が任命する。

3 調査員は、教科用図書等に関する専門的事項の調査にあたる。

(庶務)

第六条 選定審議会の庶務は、大分県教育庁義務教育課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、選定審議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二七・三・三一教委規則第三号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。